

千葉市国土強靱化地域計画

改定素案①

令和 年 月

千 葉 市

目 次

基本計画編

ページ

第1章 総論	1
1 計画の策定趣旨	1
2 本市の地域特性	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の構成	4
5 地域防災計画との違い	4
6 策定プロセス	5
7 地域を強靱化する上での目標	6
第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価	7
1 リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定	7
2 脆弱性の分析・評価	9
第3章 リスクシナリオへの対応方策	10
1 直接死を最大限防ぐ	10
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	191917
3 必要不可欠な行政機能は確保する	242422
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	252522
5 経済活動を機能不全に陥らせない	282724
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	323027
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	353330
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	433035
第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理	464238
1 対応方策の重点化	464238
2 計画の進捗管理	474339
[別記：脆弱性の分析・評価の結果]	484440
1 直接死を最大限防ぐ	484440
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	565246
3 必要不可欠な行政機能は確保する	625751
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	635852
5 経済活動を機能不全に陥らせない	645954
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	696357
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	726660
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	777165

基本計画編

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

本市では、平成23年3月に発生した東日本大震災において、湾岸の埋立地を中心として液状化等による大きな被害を受けた。また、令和元年房総半島台風においては、千葉市で観測史上最大となる最大瞬間風速57.5m/sを記録し、千葉県内各地で倒木による停電が長期間発生するなど大きな被害が発生した。さらに、令和元年10月25日の大雨の影響で土砂災害が発生し、本市では初めて自然災害による3名の人命が奪われたほか、村田川上流域等で大規模な浸水被害があった。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域で今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70パーセントと推計されており、本市では、平成29年3月に地震被害想定調査報告書を取りまとめ、首都直下地震が発生した場合、最大で震度6強の揺れにより、甚大な人的、物的被害が起こることを想定している。

さらに、近年の地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化、集中豪雨や突風被害の多発など、多岐にわたる災害に向けた防災・減災対策が急務となっている。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が公布、施行され、平成26年6月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。その後、相次いで発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月には新たな「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。これらの法・計画では、市町村は国土の強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められている。

これらの状況を踏まえ、本市においても、事前に防災及び減災に係る施策を進め、大規模自然災害は発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な都市をめざし、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進するため、「千葉市国土強靱化地域計画」を平成30年3月に策定した。本計画に基づく取組は概ね進捗してきた一方、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえると、地域の強靱化は引き続き喫緊の課題となっている。そこで、近年の災害発生や国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画のほか千葉市基本計画等の関連計画の動向、これまでの取組の進捗状況などを踏まえた見直しを実施することにより、本市の強靱化をより一層推進するものとする。

2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本市は、千葉県のほぼ中央に位置し、東京都心から約40km、成田国際空港や東京湾ア

コメントの追加 [A1]: 千葉市統計書(令和3年度版)

<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/tokei/03toukeisyo.html>

I 土地・気象

3 面積、ひろがり及び最高地 参照

クアラインの接岸点の本更津まで約 30km にある。

また、面積は、271.76 km²（うち公有水面埋立 3.88 km²）であり、千葉県面積の約 20 分の 1 を占める。

なお、海岸線延長は約 21km である。

イ 地形

本市の地形は、市域の 5 分の 4 を占める下総台地、台地と東京湾との間に形成された幅の狭い低地及び海面の大規模な埋め立て等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高 20～100m の比較的平坦な地形を形成している。

ウ 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温 17.1℃（令和 3 年）で、1 年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間約 1,834.5mm（令和 3 年）と全国平均を下回っているが、年間降水量は増加傾向にある。

コメントの追加 [A2]: 気象庁データ 千葉 2021 年
https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=45&block_no=47682&year=2021&month=&day=&view=

(2) 社会・経済特性

ア 人口

住民基本台帳によると令和 3 年 12 月末の人口は 976,328 人で、世帯数は 474,619 世帯であり、近年の人口の伸びは緩やかに推移している。

近年の人口増加率は徐々に小さくなっており、総人口は 2020 年代前半をピークに減少へ転じることが予想されている。

また、高齢者（65 歳以上）の人口が増加を続け、2040 年（令和 22 年）には 3 人に 1 人が高齢者という超高齢社会が到来する見通しである。

コメントの追加 [A3]: 千葉市統計書(令和 3 年度版)
<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/tokei/03toukeisyo.html>

II 人口

14 住民基本台帳人口の推移 参照

コメントの追加 [A4]: 千葉市ホームページ 人口の将来見通し

<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/population2.html#:~:text=%E5%B8%82%E3%81%AE%E7%B7%8F%E4%BA%BA%E5%8F%A3%E3%81%AF,%E5%82%BE%E5%90%91%E3%81%8C%E7%B6%9A%E3%81%8F%E8%A6%8B%E9%80%9A%E3%81%97%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82>

イ 交通

(ア) 道路

基幹道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、12 箇所のインターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道 14 号、16 号、51 号、126 号及び 357 号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線（千葉外房有料道路）等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。

(イ) 鉄道

鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となる J R 総武線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かう J R 外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成され

る。

ウ 産業経済

千葉県は、東京湾岸の埋立地に世界最大規模の京葉臨海コンビナートを擁しており、本市でも、製造業は、京葉臨海工業地帯として形成された千葉港周辺部のほか、内陸部にも鉄鋼、食料品、一般機械等が集積している。

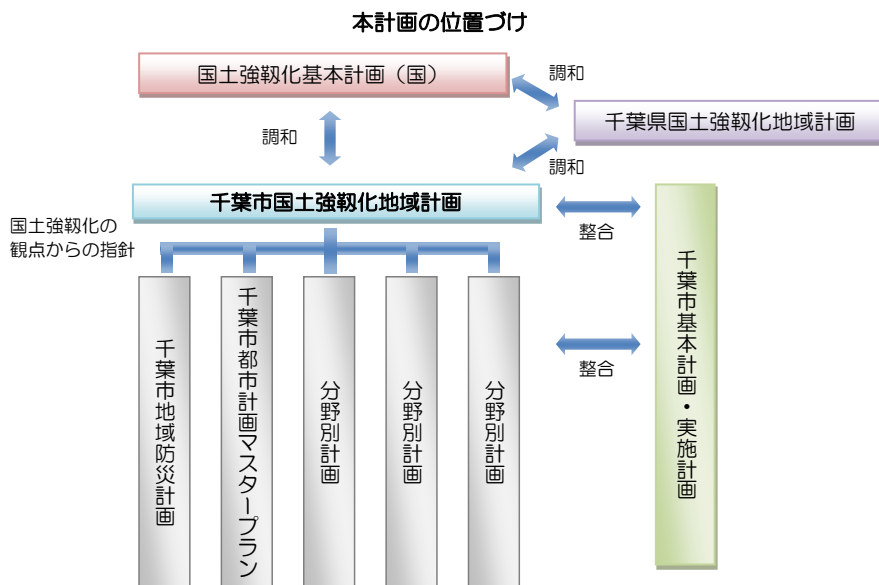
また、商業及びサービス業は、都心部を中心に高い集積があり、生活関連サービスでは周辺地域への供給拠点となっているなど県都としての中心性を持っている。

さらに、農業は、首都圏の大消費地に隣接した立地条件を生かし、市民に新鮮で安全な食料を安定的に供給するほか、農林地は防災・環境保全等多面的かつ公益的機能を有し、経済価値も高い。

3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化の観点から市の様々な分野の計画・取組の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、千葉市基本計画・実施計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づける。



4 計画の構成と計画期間

本計画は、「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとし、主な内容は次のとおりとする。

また、アクションプラン編の計画期間は千葉市基本計画の実施計画と整合を図るため、令和5年度から令和7年度の3年間とし、実施計画に合わせて見直すこととする。

基本計画編	・計画の基本的な考え方 ・脆弱性の分析・評価とリスクシナリオへの対応方策 ・対応方策の重点化 等
アクションプラン編	・計画事業と数値目標 等

5 地域防災計画との違い

地域防災計画では、地震や風水害など個別の災害やリスクごとに計画を策定するが、国土強靱化地域計画は、様々な自然災害やあらゆるリスクを見据えた計画であり、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられる「強靱」な地域社会、地域経済づくりに向け、本市の持続的な発展を推進するものである。

また、地域防災計画では、発災前・発災時・発災後のそれぞれにおいて実施すべき取組を対象とするが、国土強靱化地域計画では、長期的な幅広い視野のもと、発災前（平常時）から実施すべき取組を整理・具現化する。

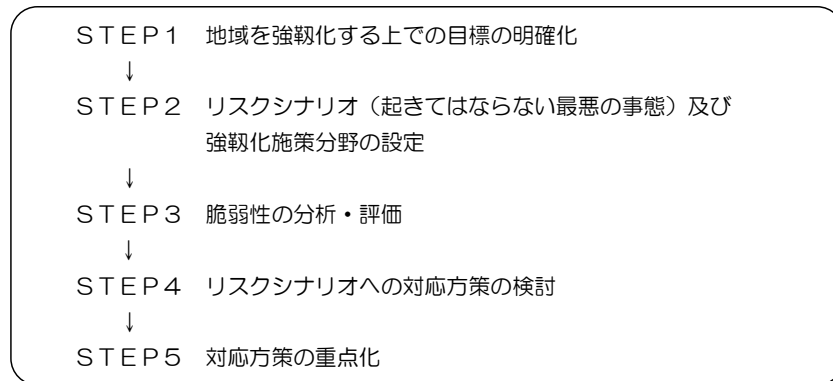
国土強靱化地域計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえて対応方策を検討し、さらに、リスクが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、対応方策の重点化を行う。

地域防災計画との違い

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討のアプローチ	自然災害全般	災害種類ごと
対象とする局面	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対応方策の検討	リスクに対して脆弱性の評価を行った上で対策を検討	—
対応方策の重点化	重点化を行う	—

6 策定プロセス

本計画は、次のプロセスにより計画を策定する。計画の見直しにおいては、各 STEP の項目について見直しを行う。



※ 計画は、数値目標等の設定により事業の進捗管理を行い、定期的な見直しを行うとともに、社会の状況の変化等の必要に応じて見直しを行う。

■計画見直しのポイント

ポイント1 国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画との調和

→国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画との調和を図り、目標や起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、強靱化施策分野等について見直し

ポイント2 近年の災害教訓を反映

→現行計画策定後、令和房総半島台風や令和元年 10 月 25 日の大雨などの災害により本市において甚大な被害が発生したことや新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、リスクシナリオの対応方策等に反映

ポイント3 千葉市基本計画等の関連計画との整合

→千葉市基本計画（令和 5 年 4 月～）や関連計画等と整合を図り、リスクシナリオの対応方策を追加

7 地域を強靱化する上での目標

STEP 1

地域強靱化を推進していく上で、目標を明確にすることが重要である。

本市では、国の国土強靱化基本計画を踏襲することとし、地域強靱化を推進する上での「基本目標」、及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

【基本目標】：

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興



【事前に備えるべき目標】：

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第2章 リスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価

本計画の大きな特徴の一つと言えるのが、本章のリスクシナリオ等の設定と脆弱性の分析・評価である。

脆弱性の分析・評価は、地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために行うものであり、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定した上で、強靱化施策分野を設定し、総合的かつ客観的に行っている。

1 リスクシナリオ及び強靱化施策分野の設定

STEP2

(1) リスクシナリオの設定

本計画では、大規模自然災害を想定し、リスクシナリオの設定を行う。

国の45のリスクシナリオ及び県の42のリスクシナリオに基づき、地理的・地形的な地域特性等を踏まえ、40のリスクシナリオを別表（次ページ）のとおり設定する。

なお、計画の改定にあたり、前計画で設定していた43のリスクシナリオから、リスクとして一体的に捉えるべきものは統合するなどの見直しを行っている。

コメントの追加 [A5]: 追記しました

(2) 強靱化施策分野の設定

国の基本計画で設定された強靱化施策分野を参考として、本市においては、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置くとともに、千葉市基本計画との整合性を考慮して、次のとおりの7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定する。

なお、個別施策分野は特定部局が主に取り組む分野、横断的分野は特定部局だけで担うものではなく、関係機関等との連携や、市全体として取り組む分野として設定する。

コメントの追加 [A6]: 追記しました

強靱化施策分野

個別施策分野	① 住宅・まちづくり・交通 ② 保健・医療・福祉 ③ 緑地・水辺・環境 ④ 産業・農林 ⑤ 文化・教育・交流 ⑥ 市民参加・コミュニケーション ⑦ 行政機能（危機管理・消防）
横断的分野	⑧国、県、民間事業者等との連携 ⑨老朽化対策 ⑩少子高齢化対策

次ページに、本市におけるリスクシナリオと施策分野の関係について整理する。

(別表) 千葉市におけるリスクシナリオ及び施策分野

事前に備えるべき目標		千葉市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	個別施策分野							横断的分野		
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○	○			○		○		○	○
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		○		○	○
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○				○	○	○	○		○
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○		○		○	○	○	○		○
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○		○		○	○	○	○		○
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	○	○	○	○			○			
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		○		○		○	○	○		
		2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	○						○			
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○	○		○			○			
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		○	○				○			○
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		○	○				○			○
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○					○		○		
		3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○						○		○	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止							○			
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態						○	○	○		
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			○				○			○
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○			○		○		○		
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	○	○	○	○		○	○	○		
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○			○			○			
		5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）	○		○	○		○		○		
		5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響								○		
		5-6 食料等の安定供給の停滞	○	○	○	○			○			
		5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○		○	○		○	○	○		
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○		○	○		○	○	○		
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○		○	○			○		○	
		6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	○		○	○					○	
		6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	○		○							
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不	○		○	○		○	○	○		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○	○	○		○		○		○	○
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○		○	○			○			
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	○									
		7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○		○	○		○	○	○		
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃				○		○	○	○		
		7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃			○	○						
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事			○	○			○			
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○			○			○			
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○		○	○						
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○			○		○			○	
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	○			○						
		8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響				○			○			

2 脆弱性の分析・評価

STEP3

(1) 手順

脆弱性の分析・評価については、前章で設定したリスクシナリオごとに次の手順で実施する。

脆弱性の分析・評価の手順

- ① リスクシナリオが発生する主な要因を分析
- ↓
- ② リスクシナリオを回避するために「必要な取組」を分析
- ↓
- ③ 全庁調査によりリスクシナリオに関連する「現在の取組」を把握
- ↓
- ④ 「必要な取組」と「現在の取組」を比較して脆弱性を分析・評価

(2) 結果

脆弱性の分析・評価の結果については、別記1「脆弱性の分析・評価の結果」のとおりであり、この結果を踏まえた脆弱性の分析・評価のポイントは次のとおりである。

ア 「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」（千葉市基本計画抜粋）の実現に向けた長期的視点が必要

いかなる自然災害にも対応できる強靱なまちづくりに向けて、持続的なまちの発展を推進していくことが重要である。未来の千葉市の姿の実現に向け、千葉市基本計画や分野別計画と整合を図りつつ、長期的視点のもと施策を推進していく必要がある。

イ 地域特性や地域の動向を踏まえた対策が必要

本市の東京湾岸には、広範囲の埋立地があり、また、大規模のコンビナートを擁していることから、このような地域特性や地域の動向を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

ウ 効果的なハード・ソフト対策が必要

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、様々な分野における対策を検討し、効果的に対策を推進する必要がある。

エ 国、県、地域住民、民間事業者等との連携が必要

本市域のみならず、より広域的な観点を踏まえ、国・県の取組が必要な場合、地域住民、民間事業者が主体となった取組が必要な場合、他の自治体等の協力を得て行う取組が必要な場合等には、国、県、地域住民、民間事業者等との間で十分に連携を図ることが必要である。

第3章 リスクシナリオへの対応方策

STEP4

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮し、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として整理している。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（地震対策の推進）

地震被害想定調査結果を踏まえ、建物耐震化等の被害軽減施策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、地震ハザードマップにより各地域における建物被害や液状化危険度、各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝える。

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する。

（市の防災拠点の耐震化等）

現在建設中の新庁舎の整備にあわせて、庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの整備を進める。

（民間建築物の耐震化）

「第3次耐震改修促進計画」において令和7年度末までの目標である、住宅の耐震化率95%、耐震性が不十分な緊急輸送道路沿道建築物及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目指す。

（密集住宅市街地の環境整備）

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地 18地区 については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を行う老朽木造住宅の除却を促進していく。

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。

（道路基盤の確保）

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。また、危険なブロック塀等の撤去を推進促進するほか、ユ

コメントの追加 [A7]: アクションプラン編：「学校施設の環境整備」、「公立保育所の建替え」

千葉市基本計画：目標4 政策1 施策2「子育てしやすい保育環境の充実」

コメントの追加 [A8]: 千葉市新庁舎整備工事作業所整備期間

<https://chibashi-shintyousya.jp/schedule/>

コメントの追加 [A9]: 第3次千葉市耐震改修促進計画
https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/taisin_plan.html

コメントの追加 [A10]: アクションプラン編：「危険ブロック塀等改善」

千葉市基本計画：目標7 政策2 施策3「安全・安心な移動環境の整備」

ユニバーサルデザインを踏まえた歩道のバリアフリー化等を進める。

（災害に強いまちづくりの推進）

災害に強いまちづくりの実現に向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープラン等に基づき、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る。また、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。災害に強いまちづくりに向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランや各種方針に基づき、都市整備や開発を通じて適切な土地利用の誘導や防災力の向上を図る。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成町内自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。

（家具転倒防止対策の強化）

高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において、①家具や大型家電製品を金具等で固定することにより転倒・落下防止対策を行

コメントの追加 [A11]: 千葉市基本計画：目標 7 政策 1 施策 1「美しく心地よいまちづくりの推進」を参考に追加

コメントの追加 [A12]: 千葉市基本計画：目標 2 政策 3 施策 3「火災予防の推進」

コメントの追加 [A13]: 千葉市基本計画：目標 2 政策 2 施策 2「市民の防災意識と地域防災力の向上」

コメントの追加 [A14]: 千葉市地域防災計画：共通編 第 2 章第 7 節「要配慮者の安全確保」

うこと、②倒れた家具が寝ている人を直撃しないように、また、出入口をふさがないように配置すること、③寝室や子ども部屋にはできる限り家具を置かないこと、④できる限り背の低い家具を選ぶこと、などについて、市ホームページ、広報紙等により重点項目として啓発を行う。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、ＬＡアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に Wi-Fi を整備する。~~

~~外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行う。【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率 100%を目指す。

~~また、市内 13 地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の 2 地区における感震ブレーカーの設置を~~

コメントの追加 [A15]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：46「外国人市民に対する災害情報の周知・啓発」、47「多言語防災メール配信サービス」

コメントの追加 [A16]: 千葉市基本計画：目標 2 政策 2 施策 2「市民の防災意識と地域防災力の向上」を参考に追加

~~行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。また、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助事業を行う。~~

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。また、危険なブロック塀等の撤去を推進促進するほか、ユニバーサルデザインを踏まえた歩道のバリアフリー化等を進める。【1-1 再掲】

(延焼遮断のための緑地の確保)

~~屋上壁面緑化など身近な緑を増やし、緑の機能や大切さについての住民や事業者の理解を深め、民有地緑化を推進するとともに、既存の緑の質の向上を図る。また、都市開発・整備などにあわせて、公園・緑地の計画的な配置・整備を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る。~~

(災害に強いまちづくりの推進)

~~災害に強いまちづくりの実現に向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープラン等に基づき、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る。また、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。災害に強いまちづくりに向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランや各種方針に基づき、都市整備や開発を通じて適切な土地利用の誘導や防災力の向上を図る。【1-1 再掲】~~

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。【1-1 再掲】

(消防指令体制の強化)

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。

(地域における災害対応力の向上)

コメントの追加 [A17]: 千葉市基本計画：目標 1 政策 2 施策 1「緑と水辺の活用と充実」施策 2「緑の保全と創出」を参考に作成

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。

また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、ＬＡアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。

さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に Wi-Fi を整備する。

外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。

【1-1 再掲】

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波被害の発生予防)

指定緊急避難場所(津波)の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施することができる対策を検討する。

(行政による情報処理・発信体制の整備)

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、ＬＡＲＡＴ、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールやＳＮＳ等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校にＷｉ－Ｆｉを整備する。~~

~~外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GISを活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

~~市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種ＳＮＳへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害(特別)警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。~~

【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

(災害に強いまちづくりの推進)

災害に強いまちづくりの実現に向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープラン等に基づき、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る。また、地域防災拠点建築物整

~~備緊急促進事業を推進する。災害に強いまちづくりに向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランや各種方針に基づき、都市整備や開発を通じて適切な土地利用の誘導や防災力の向上を図る。【1-1 再掲】~~

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（浸水対策の推進）

流域内の浸水被害を軽減するため、河川改修の検討を進めるとともに、引き続き、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの活用等によるソフト対策を推進する。

また、千葉市下水道事業中長期経営計画に位置付けた、早期に対応が必要な全箇所の完了を目指すとともに、浸水リスクや都市機能の集積度が高い J R 千葉駅東口などの地区については、千葉市雨水対策重点地区整備基本方針に基づき、整備基準を引き上げ、雨水対策を強化する。

さらに、公共下水道区域以外の浸水被害軽減のため、排水施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設の改修を進める。

（高潮災害の発生予防）

指定緊急避難場所（高潮）の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図るとともに、高潮からの避難誘導標識を設置する。

また、海岸保全施設については、千葉県が整備を進めており、県との連携を図る。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Ｌアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に Wi-Fi を整備する。~~

~~外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

~~市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域~~

コメントの追加 [A18]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：42「高潮避難誘導」

居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。

【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

災害に強いまちづくりの実現に向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープラン等に基づき、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る。また、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。災害に強いまちづくりに向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランや各種方針に基づき、都市整備や開発を通じて適切な土地利用の誘導や防災力の向上を図る。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(土砂災害の発生予防)

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害の危険性が認められるものの土砂災害危険箇所基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する。

(土砂災害に関する意識啓発)

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。

(富士山噴火による降灰対策)

富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、国や県の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

(行政による情報処理・発信体制の整備)

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、ＬＡアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に Wi-Fi を整備する。~~

~~外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

~~市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。~~

【1-1 再掲】

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組

コメントの追加 [A19]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：27「土砂災害危険箇所早期指定等の要望」、30「がけ地近接等危険住宅移転助成」

千葉市基本計画：目標 2 政策 1 施策 1「風水害対策の推進」

千葉市地域防災計画：共通編 第 2 章第 3 節第 4「土砂災害等の防止」

組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

災害に強いまちづくりの実現に向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープラン等に基づき、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る。また、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。災害に強いまちづくりに向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランや各種方針に基づき、都市整備や開発を通じて適切な土地利用の誘導や防災力の向上を図る。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

学校において訓練等を通じて防災教育を進めるほか、地域において誰もが参加しやすい防災教育の充実を図る。

また、過去の災害に関する調査結果や資料を広く市民に公開するとともに、公民館等において、防災に関する学習機会を提供する。【1-1 再掲】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるよう保守を行っていくとともに、県の水道局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。

また、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備するなど、応急給水体制の強化を図る。

コメントの追加 [A20]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：54「避難所備蓄食料の充実」

コメントの追加 [A21]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：59「応急給水の強化」

（広域災害物資供給拠点の整備）

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を適切に維持管理する。

（緊急輸送道路の確保）

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、**管路の耐震化**や浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。

コメントの追加 [A22]: 千葉県地域防災計画：災害応急対策編 第1章第11節第2「集積場所」

コメントの追加 [A23]: アクションプラン編：水道施設の耐震化

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。

（消防署等における非常用発電設備等の確保）

計画的に消防署・所の建替えを進めるとともに、地震や風水害等によって、受電設備等が被災し停電が発生した場合においても、消防活動拠点として 72 時間以上の機能の確保ができるよう、消防署・所等に非常用電源設備等の設置及び改善を図る。

（医療施設における非常用電源の確保）

医療施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時に EV 車に充電した電力を非常用電源として活用するため、EV 車の普及を促進する。

コメントの追加 [A24]: アクションプラン編：「消防署等における非常用発電設備等の確保」

コメントの追加 [A25]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：1「電力の強靱化」

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-2 再掲】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

（帰宅困難者に向けた支援設備の整備）

千葉駅、海浜幕張駅など、東日本大震災時に混乱が生じた駅周辺及び蘇我駅、稲毛駅など駅の特性上帰宅困難者が多数発生することが予想される駅周辺を優先に、一時滞在施設の指定及び備蓄品の整備を進めていく。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

（災害派遣医療チーム（DMAT）の養成）

医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院のDMAT保有率（100%）を維持する。

（医療施設における非常用電源の確保）

医療施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。【2-1 再掲】

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（避難所での衛生管理）

「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について」等に基づき、非接触型体温計、マスク、消毒液やビニールゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄整備するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。

（し尿処理体制の構築）

市内の全小中学校を対象にマンホールトイレの整備拡充を図る。

また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を今後も継続して実施し、備蓄数の拡充を図る。

（災害廃棄物処理体制の構築）

千葉市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める。

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

（安全・安心な避難所の運営）

避難所運営委員会の結成を促進するとともに、避難所開設・運営マニュアルの作成や見直しを進め、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所での衛生管理）

「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針について」等に基づき、非接触型体温計、マスク、消毒液やビニールゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄整備するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。【2-5 再掲】

（し尿処理体制の構築）

市内の全小中学校を対象にマンホールトイレの整備拡充を図る。

また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を今後も継続して実施し、備蓄数の拡充を図る。

【2-5 再掲】

（災害廃棄物処理体制の構築）

千葉市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める。【2-5 再掲】

コメントの追加 [A26]: 千葉市地域防災計画：災害応急対策編 第1章第8節第8「避難所の運営」

コメントの追加 [A27]: 千葉市災害廃棄物処理計画
<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/s hinsai-keikaku.html>

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の新規養成及び高度な救急救命処置（気管挿管）が実施可能な救急救命士の養成を計画的に実施する。【2-2 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

（安全・安心な避難所の運営）

避難所運営委員会の結成を促進するとともに、避難所開設・運営マニュアルの作成や見直しを進め、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。【2-5 再掲】

（多様な避難形態に対応した支援の強化）

地域の実情に応じた避難環境の向上を図るため、新たな避難施設の確保や在宅避難等の推進など、多様な避難形態に対応した避難者支援を強化する。

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。【2-1 再掲】

（多様な主体に配慮した防災対策の推進）

地域防災計画、防災ライセンス講座、地域による避難所開設・運営の手引き等を見直す際に、防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」からの意見を反映させる。

コメントの追加 [A28]: 千葉県基本計画：目標 2 政策 1
施策 2「市民の防災意識と地域防災力の向上」

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（矯正施設の耐震化）

矯正施設について、耐震診断等を踏まえ、着実に推進する。

（警察の治安確保体制の構築）

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る。

（警察の交通事故対策）

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を進める。

（地域防犯体制の充実）

防犯パトロール隊への支援や防犯カメラの設置助成を拡充することにより、地域における防犯力の一層の強化を図る。

また、ＪＲ主要駅周辺等に防犯カメラを設置することにより、市街地における犯罪抑止効果を高める。

さらに、地域安全に関する講座等による市民意識の醸成を図る。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の構築）

業務継続計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、訓練・研修等を実施し、職員に計画の習熟を図る。また、被災時における移動手段として自転車を活用し、業務の継続性を高める。

（市の防災拠点の耐震化等）

現在建設中の新庁舎の整備にあわせて、庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの整備を進める。【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、ＬＡアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールやＳＮＳ等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校にWi-Fiを整備する。外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GISを活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

~~市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種ＳＮＳへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。~~

【1-1 再掲】

（総合防災訓練の実施）

九都県市合同防災訓練・図上訓練を継続して実施し、自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、実効的な防災体制を強化するとともに、幅広い人たちの防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図る。

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

平常時から協定締結先との連携強化を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

(情報通信手段の確保)

地域防災無線（携帯無線）を配備するとともに、停電と輻輳に強い特設公衆電話を配備する。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する。

(防災拠点施設における非常用電源の確保)

防災拠点施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を検討する。

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時に迅速かつ円滑に石油、LPGガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

(自立分散型エネルギーシステムの導入)

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時にEV車に充電した電力を非常用電源として活用するため、EV車の普及を促進する。【2-1 再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(ラジオ送信所の整備)

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の整備等の支援を行う。

(情報通信手段の確保)

地域防災無線（携帯無線）を配備するとともに、停電と輻輳に強い特設公衆電話を配備する。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する。【4-1 再掲】

(行政による情報処理・発信体制の整備)

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、LEDアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールやSNS等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校にWi-Fiを整備する。外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GISを活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

コメントの追加 [A29]: 千葉市基本計画：目標2 政策2

施策1「災害対応体制の強化」

千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：2「通信の強化」

市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。

【1-1 再掲】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（行政による情報処理・発信体制の整備）

今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。

また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Ｌアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。

さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に Wi-Fi を整備する。外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。

市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。

【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。【1-1 再掲】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（輸送手段の多様化）

国土強靱化を目的とした輸送手段の燃料多様化に対する費用補助について、国や県の動向を注視するとともに、可能な範囲で仕組みや総量などを検討していく。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る。

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。

（地域経済の活性化促進）

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。

コメントの追加 [A30]: 千葉市地域防災計画：災害応急対策編 第1章第11節緊急輸送体制

コメントの追加 [A31]: 千葉市基本計画：目標8 政策1「地域の産業を支え・育てる」を参考に追加

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

（輸送手段の多様化）

国土強靱化を目的とした輸送手段の燃料多様化に対する費用補助について、国や県の動向を注視するとともに、可能な範囲で仕組みや総量などを検討していく。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る。【5-1 再掲】

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

~~また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【1-2 再掲】~~

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。【5-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時にEV車に充電した電力を非常用電源として活用するため、EV車の普及を促進する。【2-1 再掲】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

~~また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【51-2 再掲】~~

書式変更：両端揃え，インデント：左 0 字

書式変更：両端揃え，インデント：左 0 字

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への基大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（港湾の業務継続体制の構築）

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への基大な影響

（金融機関の業務継続体制の構築）

中央銀行、金融機関、金融庁のBCP策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化等を推進する。

5-6 食料等の安定供給の停滞

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、継続的に連絡会を開催し、大規模災害時に円滑に物資を供給できる体制を整備する。

また、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるよう保守を行っていくとともに、県の水道局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。また、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備するなど、応急給水体制の強化を図る。【2-1 再掲】

（広域災害物資供給拠点の整備）

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を適切に維持管理する。【2-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、**管路の耐震化**や浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。【2-1 再掲】

（市場機能の強化）

特に老朽化が著しい場内施設の維持管理は、障害発生時には市場機能が混乱し、市民生活への影響度も大きいことから、優先的に施設修繕を実施する。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を**引き続き**進める。【1-1 再掲】

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進）

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

また、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力供給ネットワークの耐震化）

災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。

（ライフライン施設の業務継続体制の構築）

ライフライン事業者において、施設の耐震化を進めるとともに、必要に応じて、業務継続計画の見直しを行う。

また、引き続き、ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等を定期的の実施し、連携の強化を図る。

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

生活・経済活動の重要施設において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等による非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）の確保を促進する。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時に迅速かつ円滑に石油、L P ガス等の燃料の供給協力が得られるよう、千葉市災害時受援計画に基づき、協定の実効性の強化を図るとともに、新たな協定締結の必要性について検討を行う。【2-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

防災・避難拠点や家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、災害時に EV 車に充電した電力を非常用電源として活用するため、EV 車の普及を促進する。【2-1 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化・更新）

大規模自然災害の場面にあっても、必要最低限の水の供給が可能となるよう、大野台送水ポンプ場から平川浄水場間に送水管を新設することによる二系統化を進めるとともに、**管路の耐震化**や浄水場の電気・機械設備等の計画的な更新を進める。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

非常用井戸には、非常用発電機及び浄水機を設置していることから、これらの機能を確保できるよう保守を行っていくとともに、県の水道局と連携して、上水道給水エリアについて、仮設給水栓による給水等の応急給水活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を構築するなど応急給水体制の整備を進める。

また、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備するなど、応急給水体制の強化を図る。【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。

コメントの追加 [A32]: アクションプラン編：「下水道施設の耐水化」

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、~~市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。~~

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

（一般廃棄物処理施設の整備）

千葉市一般廃棄物処理施設基本計画に基づき、適正に施設の更新を行い、施設の老朽化対策を講じる。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

（モノレールの災害対応力向上）

モノレールの安全な運行及び利用者の安全確保のために、車両更新などを促進する。

（液状化対策の実施）

地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、東日本大震災の被害実態を精査し、千葉県東方沖地震、阪神・淡路大震災における現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討する。

（幹線道路の整備）

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

緊急時の輸送や避難時の通行の安全を確保するため、橋梁の耐震補強や架替を実施する。

【2-1 再掲】

（公共交通の利便性向上）

JR、京成電鉄、千葉都市モノレールによる鉄軌道網や幹線的バス路線等で形成される公共交通ネットワークを維持し、地域に応じた交通サービスを向上させることにより、公共交通の利便性の向上を図る。

（持続可能な交通サービスの形成）

公共交通不便地域などにおける生活交通を維持するほか、新たな移動手段の導入や乗り継ぎの円滑化を促進し、将来にわたり市民の快適な移動を支えるが移動しやすい交通サービスを形成する。

コメントの追加 [A33]: アクションプラン編:「モノレールの車両更新」

コメントの追加 [A34]: 千葉市地域防災計画: 共通 第2章第3節第3「地盤の液状化対策」

コメントの追加 [A35]: 千葉市基本計画: 目標7 政策2 施策1「持続可能な公共交通ネットワークの形成」

コメントの追加 [A36]: 千葉市基本計画: 目標7 政策2 施策1「持続可能な公共交通ネットワークの形成」

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（土砂災害の発生予防）

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害の危険性が認められるものの~~土砂災害危険箇所基礎調査予定箇所~~に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する。【1-5 再掲】

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の充実を図る。

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。【1-5 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場については、~~両浄化センター及び10ポンプ場の設備の及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。~~

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施~~する~~できる対策を検討する。【1-3 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。

コメントの追加 [A37]: 千葉市基本計画：目標 2 政策 2
施策 1「災害対応体制の強化」

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

地震被害想定調査結果を踏まえ、建物耐震化等の被害軽減施策を推進するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、地震ハザードマップにより各地域における建物被害や液状化危険度、各家庭における地震への備え等について市民に分かりやすく伝える。【1-1 再掲】

(民間建築物の適切な管理)

千葉市空家等対策計画に基づき、空家等の発生予防や空家登録制度を実施した空家の有効活用を促進するほか、管理不全な空家等の対策を推進する。

また、空家等の発生予防や流通促進を図るため、空き家ガイドブック等を用いて市民に対する意識啓発や情報提供を行う。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

各施設において、引き続き、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化を図る。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した保育所の建替え等を行う。【1-1 再掲】

(市の防災拠点の耐震化等)

現在建設中の新庁舎の整備にあわせて、庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの整備を進める。【1-1 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり重点的に改善すべき地区(重点密集市街地)の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。また、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助事業を行う。【1-2 再掲】

(密集住宅市街地の環境整備)

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地 13地区については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を行う老朽木造住宅の除却を促進していく。【1-1 再掲】

(幹線道路の整備)

延焼遮断帯、避難経路の確保、ミッシングリンクの解消を図るため、幹線道路整備を引き続き進める。【1-1 再掲】

(道路基盤の確保)

コメントの追加 [A38]: 千葉市空家等対策計画

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/akiya-taisakukeikaku.html>

千葉市空き家ガイドブック

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/akiyagaidobukku.html>

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数増加を図るため、他市の事例や状況を調査・研究し、事業の見直しを検討する。また、危険なブロック塀等の撤去を推進促進するほか、ユニバーサルデザインを踏まえた歩道のバリアフリー化等を進める。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

災害に強いまちづくりの実現に向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープラン等に基づき、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る。また、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。災害に強いまちづくりに向け、都市計画、公園緑地、住宅などの分野別マスタープランや各種方針に基づき、都市整備や開発を通じて適切な土地利用の誘導や防災力の向上を図る。【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応するため、消防活動体制の強化を図る。また、一人暮らしの高齢者などに対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用した効率的な予防業務の運用などにより火災の未然防止を推進する。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

消防・救急無線のデジタル化、映像情報システムの有効活用、各種通信媒体の活用等により情報の収集・伝達体制を確保し、大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る。

【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力を強化するため、消防団器具置場、小型動力ポンプ付積載車、消防用資機材、携帯用無線機等の整備を図る。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

被害が大きいとされている地域について、消防水利の整備を推進していく。【1-2 再掲】

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所の情報について、引き続き、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

~~屋上壁面緑化など身近な緑を増やし、~~緑の機能や大切さについての住民や事業者の理解を深め、民有地緑化を推進するとともに、既存の緑の質の向上を図る。また、都市開発・整備などにあわせて、公園・緑地の計画的な配置・整備を行い、火災発生時の避難環境の確保や延焼防止効果の向上を図る。【1-2 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、適切に管理する。名簿対象者の地域への提供率を上げるため、協定の締結を促進するとともに、協定締結後の活動支援や、町内自治会等未加入者への対応を明確にすることについても検討を行う。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織未結成自治会・マンション管理組合向けの個別説明会を実施し、自主防災組織の結成を促進するとともに、継続的な訓練実施や地区防災計画策定促進のための啓発や支援を行う。

さらに、地域における初期消火力を向上させるため、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動を促進する。【1-1 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。【6-5 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性がある、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【5-2 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。【6-5 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（密集住宅市街地の環境整備）

土地区画整理事業については、狭あい道路に接する密集家屋の移転を推進し、都市計画道路や区画道路及び公共下水道施設等の都市基盤整備を実施する。

また、密集住宅市街地 13地区については、住宅の耐震化や狭あい道路拡充整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を行う老朽木造住宅の除却を促進していく。【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

改修等を要する緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、その必要性について周知啓発を行い、助成制度の利用促進を図る。

また、災害時において、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急復旧活動のために重要となる緊急輸送道路等の電線共同溝の整備を進める。【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（土砂災害の発生予防）

大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、土砂災害の危険性が認められるものの土砂災害危険箇所基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所については、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する。【1-5 再掲】

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進し、基礎調査結果の公表による土砂災害のおそれのある区域の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進め、警戒避難体制の充実を図る。

書式変更：両端揃え，インデント：左 0 字

土砂災害警戒区域等の住民が、ちばし安全・安心メールやテレビのデータ放送など、現在の住まい環境や設備を駆使し、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う。【1-5 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、~~市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。~~

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

（津波被害の発生予防）

指定緊急避難場所（津波）の情報について、引き続き、速やかな避難行動に役立つ海拔表示の看板や蓄光式の看板を設置するとともに、様々な広報媒体や啓発の機会を通じて周知を図る。

また、海岸保全施設について、千葉県と連携を図りながら、市で実施することができる対策を検討する。【1-3 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制の構築について検討を進める。【6-5 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

関係機関による石油コンビナート等合同防災訓練を継続して実施するなど、石油コンビナート地域の耐災害性を強化する。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

重大な消防法令違反対象物に対する違反是正率及び違反対象物に対する是正等の達成率100%を目指す。

~~また、市内13地区の密集住宅市街地のうち、地震時等において大規模火災の可能性があり、重点的に改善すべき地区（重点密集市街地）の2地区における感震ブレーカーの設置を行うとともに、感震ブレーカーの効果的な普及啓発のため、密集住宅市街地における町内自治会単位の感震ブレーカー設置補助のモデル事業を行う。【5-2 再掲】~~

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを支援する。【5-1 再掲】

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

（農地・森林等の適切な整備）

民有緑地保全方針を策定し、新規指定の候補地を抽出する等、調査を実施する。また、農地・森林の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農地・森林の保全と活用を進める。

（農業集落排水施設の整備）

農村の生活環境を保全するため、農業用集落排水の再編を行う。

また、災害時には、浄化槽清掃業者で組織する組合との協定締結により、農業集落排水の汚水移送を迅速化するとともに、農業用集落排水管路の被災箇所の特定や対応方法の検討を迅速に行うための下水道台帳を整備する。

コメントの追加 [A39]: 千葉市基本計画：目標 8 政策 3 施策 3「農と森林が持つ多面的機能の保全と活用」

コメントの追加 [A40]: アクションプラン編：「農業集落排水施設の再編」
千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：67「災害時における汚水の移送に関する事業者との連携」、70「農業集落排水管路施設台帳の整備」

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理体制の構築）

千葉市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める。【2-5 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

平常時から協定締結先との連携強化を図る。【3-2 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

計画の実行性を高めるため、必要に応じて見直しを行うとともに、受援力の向上を図るため、訓練・研修等を実施するほか、平常時から他の自治体等との連携を強化する。【2-2 再掲】

（復興まちづくり計画の策定）

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討するため、復興まちづくり計画を策定する。

（地域経済の活性化促進）

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。【5-1 再掲】

（ドローンを活用した災害対応）

災害の被害状況を速やかに把握するため、民間企業・団体との協定締結により、ドローンを活用した被害情報の収集を検討する。

コメントの追加 [A41]: 千葉市基本計画：目標 2 政策 2 施策 1「災害対応体制の強化」

コメントの追加 [A42]: 千葉市基本計画：目標 8 政策 1「地域の産業を支え・育てる」を参考に追加

コメントの追加 [A43]: 千葉市災害に強いまちづくり政策パッケージ：74「ドローンを活用した災害対応」

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(下水道施設の耐震化・更新)

災害時における公衆衛生と公共用水域の水質の維持を行うため、主要な管渠や処理場・ポンプ場の耐震化を図り、地震発生時の下水道の流下機能や処理機能を確保するとともに、市立学校等の避難所にマンホールトイレを設置し、災害時における衛生的なトイレ環境を整備する。

また、下水道管渠の改築については、~~市の中心市街地及び郊外の大規模団地（若葉区）を対象に改築を行い、処理場・ポンプ場については、両浄化センター及び10ポンプ場の設備の及び処理場・ポンプ場の改築については、点検・調査結果に基づき改築を行う。~~

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る。【6-2 再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域におけるコミュニティ活動の推進)

町内自治会の加入・結成をさらに促進していく。

また、地域の担い手を確保し、持続可能なまちづくりの体制を構築するため、多様な主体が関わる地域コミュニティ育成支援や柔軟な連携を推進する。

(文化財の防災対策)

文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の防災対策を進める。

また、災害時における被害状況の収集円滑な把握のため、有形無形文化財の調査・記録を推進する。

コメントの追加 [A44]: 地域防災計画を参考に追加

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

(復興まちづくり計画の策定)

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討するため、復興まちづくり計画を策定する。【8-2 再掲】

(地域経済の活性化促進)

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。【5-1 再掲】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

~~今後、整備を検討している危機管理センターにおいて、情報分析や外部情報の参照に係る機能などを強化した先進的なシステムの導入を目指す。~~

~~また、市民が容易に必要な情報を入手できるよう、引き続き、防災行政無線、Ｌアラート、防災ポータルサイト等に発信を行うとともに、地域の住民にあまねく提供するプッシュ型情報発信を行うことを目標として、通信分野の技術動向を注視し、必要な通信技術の導入を検討する。~~

~~さらに、メールや SNS 等による通信手段をできるだけ維持する手段として、指定避難所となる小・中学校に Wi-Fi を整備する。~~

~~外国人市民に対しては、災害情報の周知・啓発の強化を図るとともに、多言語で防災メールを配信する。危機管理センターにおいて運用する総合防災情報システムについて、GIS を活用した情報分析機能の高度化を図るとともに、関連システムとの連携拡大により、災害情報の収集・分析力の強化を目指す。~~

~~市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う。~~

【1-1 再掲】

（地域経済の活性化促進）

企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る。**【5-1 再掲】**

第4章 対応方策の重点化と計画の進捗管理

1 対応方策の重点化 STEP 5

(1) 重点化の方法

各リスクシナリオの対応方策について、国・県の重点化プログラム、本市の新基本計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオを選定する。

選定に係る4つの視点

- ① 市民の生命等に関わるものなど、緊急性が高い事業
- ② 基本目標・事前に備えるべき目標に対する効果が大きい事業
- ③ 市の新基本計画に定められた都市像との整合性・関連性の深い事業
- ④ リスクシナリオを回避するために必要な事業に対して、著しく進捗が遅れている事業

(2) 重点化すべきリスクシナリオ

40のリスクシナリオについて、上記(1)の視点に基づき、重点化すべきプログラムに係る19のリスクシナリオを次のとおり選定する。

40のリスクシナリオのうち重点化するリスクシナリオ（網掛け表示）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
		5-5	金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
		5-7	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

2 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、「アクションプラン編」に記載されている事業について、数値目標等を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施する。

(2) 計画の見直し

本計画は、千葉市基本計画で示されている取組や将来像と整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけられていることから、千葉市基本計画または実施計画の改定に合わせて、計画内容を修正するとともに、地域防災計画等の関連する計画を見直す際には、本計画との整合性を図ることとする。

また、本計画は、社会状況の変化や(1)の進捗管理の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行う。その際は、あらためて本市における脆弱性評価を行った上で、必要な対応方策について明らかにする。

[別記：脆弱性の分析・評価の結果]

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

地震による被害軽減施策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めるとともに、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを市民に分かりやすく伝える必要がある。

(公共建築物の耐震化・不燃化等)

市有建築物については、平成 27 年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した公立保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する必要がある。

(市の防災拠点の耐震化等)

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの設置を進めていく必要がある。

(民間建築物の耐震化)

令和 2 年度末時点で民間住宅の耐震化率は 91%、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は 96%、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は 92%となっており、一定の進捗が図られているが、引き続き更なる耐震化を図る必要がある。

(密集住宅市街地の環境整備)

密集住宅市街地 13 地区の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を行っているが、基幹道路等の地区内整備については、住民との合意が得られていないことから十分に進んでいないため、基幹道路等の整備を行うための取組強化が必要である引き続き実施するとともに、老朽木造住宅除却の促進について検討する必要がある。

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。

(道路基盤の確保)

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね 50 件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

また、危険なブロック塀等の撤去や歩道のバリアフリー化等を進めることにより、安全・安心な避難経路を確保する必要がある。

(災害に強いまちづくりの推進)

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な

~~土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。市内の各地域の特色を活かした都市整備や開発が進められており、これらを通じて、適切な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。~~

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

(常備消防の強化)

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICTを活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。

(消防指令体制の強化)

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。

(広域避難場所の整備・周知)

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））を 38 か所指定（令和 4 年 4 月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。

(地域における災害対応力の向上)

自主防災組織の結成率は ~~xx~~ %であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、~~訓練の実施や地区防災計画の策定促進により~~、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

コメントの追加 [A45]: 最新値をご教示ください

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

(避難行動要支援者の支援体制の強化)

~~福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。~~

書式変更: フォントの色: 赤

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は ~~xx~~ %であることから、協定締結を推進する必要がある。

コメントの追加 [A46]: 最新値をご教示ください

さらに、名簿情報の更新が年 1 回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。

(家具転倒防止対策の強化)

家具転倒防止対策の実施率について、千葉市地震被害想定調査（平成 29 年 3 月）では、現状の ~~xx~~ %から、65%（千葉県地震防災戦略の目標）まで上がった場合、屋内収容物の転倒等による死者数が約 60%程度減少することが判明したため、高齢者・重度障害者世帯への転倒防止金具の助成・設置をさらに推進していくほか、各家庭において家具転倒防止等の取組を行うよう啓発する必要がある。

コメントの追加 [A47]: 最新値をご教示ください

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

~~また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。~~

（防災教育・学習の充実）

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

市有建築物については、平成 27 年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。~~また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した公立保育所の建替え等を行う必要がある。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した公立保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する必要がある。【1-1 再掲】~~

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反是正率は ~~xx~~53%、その他の違反是正率は ~~xx~~64% となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

（道路基盤の確保）

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね 50 件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

また、危険なブロック塀等の撤去や歩道のバリアフリー化等を進めることにより、安全・安心な避難経路を確保する必要がある。【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

壁面緑化については、一定量の確保はできているが、大幅な拡大は難しいことから、住民等の理解を得ながら、着実に民有地緑化を進めることが必要である。また、公園・緑地の計画的な配置・整備を行う必要がある。

（災害に強いまちづくりの推進）

~~各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な~~

コメントの追加 [A48]: 最新値をご教示ください

書式変更: インデント : 最初の行 : 1 字

~~土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。市内の各地域の特色を活かした都市整備や開発が進められており、これらを通じて、適切な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】~~

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICTを活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

千葉市の消防水利の充足率は~~XX~~81.7%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率はXX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、~~訓練の実施や地区防災計画の策定促進により~~、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

~~福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。~~

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率はXX%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年1回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

~~また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種SNSへの一括配信、千葉市防災ポータル~~

コメントの追加 [A49]: 最新値をご教示ください

サイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））を 38 か所指定（令和 4 年 4 月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。【1-1 再掲】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波被害の発生予防）

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を 367 か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を 420 枚設置しており、引き続き、看板等の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、市内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は XX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は XX%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。市内の

書式変更：インデント：最初の行： 1 字

~~各地域の特色を活かした都市整備や開発が進められており、これらを通じて、適切な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】~~

（防災教育・学習の充実）

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

（浸水対策の推進）

市内の河川を概ね 1 時間 50mm の大雨に対応できるよう、引き続き、河川の改修を進めるとともに、引き続き、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの活用等によるソフト対策を推進する必要がある。

また、雨水施設の整備について、引き続き、53.4mm/h の降雨に対する整備を進めるとともに、一度雨水整備が完了した地区においても、低地部などの地形的な要因などにより、再び浸水被害が発生している状況であることから、浸水リスクや都市機能の集積度が高い J R 千葉駅東口などの地区について、整備水準を引き上げ、雨水対策を強化する必要がある。

さらに、公共下水道区域以外でも浸水被害が頻発しており、排水施設の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化対策を講じる。

（高潮災害の発生予防）

高潮の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（高潮）を 325 か所（平成 30 年 1 月、津波避難ビル 44 か所含む）指定しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

~~また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】~~

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は XX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

~~福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。~~

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は XX%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。市内の各地域の特色を活かした都市整備や開発が進められており、これらを通じて、適切な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

（防災教育・学習の充実）

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

書式変更：インデント：最初の行： 1 字

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（土砂災害の発生予防）

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる 96110 箇所のうち 1029 箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの 8581 箇所については、土地の境界など地元住民による意思統一が困難な場合や、実施に対し費用負担が伴うことから意見が整わないなどの課題の調整を図りながら、整備を進める地元からの要望のほか工事实施の条件を満たした場合に限り実施できることから、市民に対して急傾斜地崩壊対策事業に関する理解を促しより深めて頂くよう、事業 PR の動画配信等により事業の周知・啓発に取り組む必要がある。

また、土砂災害の危険性が認められるものの土砂災害危険箇所基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所があるためについては、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する必要がある。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する必要がある。

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。

（富士山噴火による降灰対策）

コメントの追加 [A50]: 最新値をご教示ください

書式変更：フォント：+本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)

富士山噴火による降灰被害について、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、市内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

~~また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉県防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】~~

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は XX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

~~福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉県災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。~~

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は XX%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

~~各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。市内の各地域の特色を活かした都市整備や開発が進められており、これらを通じて、適切な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】~~

（防災教育・学習の充実）

市民の防災意識向上を図るため、過去の災害から得られた教訓等を活かし、学校における防災教育や、地域における防災に関する学習機会の提供を行う必要がある。【1-1 再掲】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成 28 年 5 月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、第 1 回会議を開催してあり、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における備えが必要となる。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定による避難所避難者数に対し、発災から 3 日間必要となる最低限の物資や消毒液等の衛生用品等の備蓄物資の適切な管理を行う必要がある。

さらに、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する必要がある。

（応急給水体制の整備）

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行ってあり、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

さらに、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備する必要がある。

（広域災害物資供給拠点の整備）

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を維持管理する必要がある。

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。~~実施しており、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。~~

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

（水道施設の耐震化・更新）

送水管が菅田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、管路の耐震化や老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。

書式変更：フォントの色：赤

書式変更：フォントの色：赤

（市場機能の強化）

市場は開場後 **40 年以上**を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を**引き続き**推進する必要がある。【1-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、L P ガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。

（消防署等における非常用発電設備等の確保）

消防署・所の建替えを**進めるとともに**、消防活動拠点である消防署・所等 26 か所において非常用電源設備を**整備し**、72 時間以上の稼働を確保する必要がある。

（医療施設における非常用電源の確保）

災害時において、医療施設の基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時に EV 車に充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定して**おり**、**訓練・研修等を通じて**、受援力の向上を図る必要がある。

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、**一人暮らしの高齢者が増加しており**、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICT を活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防団の強化)

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

(消防水利の整備)

千葉市の消防水利の充足率は ~~xx~~81.7%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。【1-2 再掲】

2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者に向けた支援設備の整備)

~~既に一時滞在施設に指定している施設については、一日分の備蓄品を整備済みであるが、依然として、帰宅困難者に係る一時滞在施設の不足が懸念されており、また、一時滞在施設の指定後は、備蓄品の整備が必須となることから、今後も一時滞在施設の指定及び指定後の備蓄品整備に向けた取組強化が必要である。発生が想定される帰宅困難者数に対し、市が確保する一時滞在施設が不足しているため、今後も新規施設指定に向けた取組強化が必要である。また、一時滞在施設に指定した施設には、引き続き1日分の備蓄品を整備する。~~

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療関係者の災害対応力の向上)

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

(幹線道路の整備)

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分のため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

(橋梁の耐震化・架替)

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

(人的支援の受入れ体制の整備)

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、訓練・研修等を通じて、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

(災害派遣医療チーム（DMAT）の養成)

大規模自然災害発生時に医療体制が絶対的に不足する事態を回避するため、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム（DMAT）について訓練を充実し、災害拠点病院のDMAT保有率（100%）を維持する必要がある。

(医療施設における非常用電源の確保)

災害時において、医療施設の基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。【2-1 再掲】

(災害時の石油燃料等の確保)

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、L P ガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（避難所での衛生管理）

非接触型体温計、マスク、消毒液やビニールゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄整備するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。

（し尿処理体制の構築）

避難所となる小・中学校にマンホールトイレを計画的に整備する必要がある。また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を行っているが、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するため、整備が必要である。

（災害廃棄物処理体制の構築）

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市災害廃棄物処理計画を策定しており、計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める必要がある。

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

（安全・安心な避難所の運営）

地域住民が主体となって避難所の開設運営を行う体制づくりについては、避難所運営委員会の設立数の増加等で一定の進捗は図られているが、さらなる結成促進を図るとともに、立ち上がった共助組織の活動の質や頻度に未だ改善すべき点が多いため、各組織を対象とした研修会を実施し、組織力、運営能力などの向上を図り、自立を促す必要がある。

また、避難所運営においては、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性やL G B T等（性的少数者）への配慮及びペット対策等についても適切に対応することが必要である。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（避難所での衛生管理）

非接触型体温計、マスク、消毒液やビニールゴム手袋などの衛生用品を今後も継続して備蓄整備するとともに、避難所のレイアウトや導線などを検討し、感染症の予防や感染拡大防止に努める必要がある。【2-5 再掲】

（し尿処理体制の構築）

避難所となる小・中学校にマンホールトイレを計画的に整備する必要がある。また、指定避難所への災害用トイレの備蓄を行っているが、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するため、整備が必要である。【2-5 再掲】

（災害廃棄物処理体制の構築）

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市災害廃棄物処理計画を策定しており、計画に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める必要がある。【2-5 再掲】

（医療関係者の災害対応力の向上）

救急救命士の養成については、計画通りの進捗となっているが、今後の大量退職時代に向けて、救急救命士を数的・質的にも維持していく必要がある。【2-2 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率はXX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。

【1-1 再掲】

（安全・安心な避難所の運営）

地域住民が主体となって避難所の開設運営を行う体制づくりについては、避難所運営委員会の設立数の増加等で一定の進捗は図られているが、さらなる結成促進を図るとともに、立ち上がった共助組織の活動の質や頻度に未だ改善すべき点が多いため、各組織を対象とした研修会を実施し、組織力、運営能力などの向上を図り、自立を促す必要がある。

また、避難所運営においては、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性やLGBT等（性的少数者）への配慮及びペット対策等についても適切に対応することが必要である。【2-5 再掲】

（多様な避難形態に対応した支援の強化）

地域の実情に応じた避難環境の向上を図るため、新たな避難施設の確保や在宅避難等の推進など、多様な避難形態に対応した避難者支援を強化する必要がある。

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成28年5月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、第1回会議を開催しており、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における備えが必要となる。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定による避難所避難者数に対し、発災から3日間必要となる最低限の物資や消毒液等の衛生用品等の備蓄物資の適切な管理を行う必要がある。

さらに、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する必要がある。【2-1 再掲】

（多様な主体に配慮した防災対策の推進）

地域防災計画等に男女共同参画の視点を取り入れるため、防災会議「男女共同参画の視点を取り入れる部会」を設置しており、部会の意見を防災対策に反映させる必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（矯正施設の耐震化）

矯正施設の耐震化率はXX%（令和X年度）であるが、老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する必要がある。

（警察の治安確保体制の構築）

治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。

（警察の交通事故対策）

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

（地域防犯体制の充実）

地域防犯の要である防犯パトロール隊への活動の支援により、防犯活動の活性化に一定の効果が見られるが、地域防犯活動の一層の強化を図るとともに、市民の防犯意識を高める必要がある。

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の構築）

令和元年房総半島台風等の被害を受け、地震以外の自然災害にも対応した千葉市業務継続計画＜自然災害対策編＞を令和2年7月に策定済であるが、今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

また、業務の継続性を高めるため、被災時における移動を円滑に行う必要がある。

（市の防災拠点の耐震化等）

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの設置を進めていく必要がある。【1-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種SNSへの一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

（総合防災訓練の実施）

大地震による甚大な被害を想定し、市の防災組織はもとより区市、防災関係機関、民間団体及び自主防災組織などの住民が一体となった合同防災訓練を行う必要がある。

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

建設関係団体、他自治体等と災害復旧に関する協定を締結しているが、平常時から協定締結先との連携を強化する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期停止

（情報通信手段の確保）

市の主要機関及び指定避難所の連絡用に地域防災無線（携帯無線）を配備しているが、その他の手段についても検討する必要がある。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する必要がある。

（防災拠点施設における非常用電源の確保）

災害時において、防災拠点の情報通信機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、L P ガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時に EV 車に充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。【2-1 再掲】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（ラジオ送信所の整備）

住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所の整備の対策を推進する必要がある。

（情報通信手段の確保）

市の主要機関及び指定避難所の連絡用に地域防災無線（携帯無線）を配備しているが、その他の手段についても検討する必要がある。

また、通信の確保や通信網強化のため、通信事業者との連携を強化する必要がある。【4-1 再掲】

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要で

~~ある。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】~~

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（行政による情報処理・発信体制の整備）

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、市内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

~~また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】~~

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

~~福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。~~

~~福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。~~

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は XX%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は XX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

書式変更：フォントの色：赤

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

（市場機能の強化）

市場は開場後 40 年以上を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道

路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

（輸送手段の多様化）

市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助しているが、国土強靱化の観点から一定程度機能する仕組みや必要な数量について考察していないことから、今後検討が必要である。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る必要がある。

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。

（地域経済の活性化促進）

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基大な影響

（輸送手段の多様化）

市では、大気汚染対策・地球温暖化対策として、天然ガス自動車やハイブリッド自動車の低公害車を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助しているが、国土強靱化の観点から一定程度機能する仕組みや必要な数量について考察していないことから、今後検討が必要である。

また、陸・海・空の様々な輸送手段を確保するため、地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等や進めるとともに、国や県、関係機関等と連携強化を図る必要がある。【5-1 再掲】

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反是正率は ~~xx~~53%、その他の違反是正率は ~~xx~~64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

~~また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-2 再掲】~~

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。

（民間企業におけるBCPの策定促進）

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。【5-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時に EV 車に充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。【2-1 再掲】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反は正率は ~~xx~~53%、その他の違反は正率は ~~xx~~64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

~~また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【5-2 再掲】~~

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路やほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

（港湾の業務継続体制の構築）

港湾施設の多発同時被災による海上輸送機能の停止に対応するため、港湾のBCPの見直し等に取り組み、実効性の向上を図る必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関の業務継続体制の構築）

中央銀行、金融機関、金融庁における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの策定が進められているが、金融機関の規模・地域によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進していく必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

（被災地における物資の確保）

災害時応援協定による物資調達の実効性を確保するとともに、物資供給を円滑に行うため、平成28年5月に関係課及び関係団体（千葉県倉庫協会等）で構成する連絡会を設置し、第1回会議を開催しており、大規模災害発生時に、より一層円滑に運用できるよう、平常時における備えが必要となる。

また、地域防災計画に基づき、千葉市地震被害想定による避難所避難者数に対し、発災から3

日間必要となる最低限の物資や消毒液等の衛生用品等の備蓄物資の適切な管理を行う必要がある。

さらに、災害時に避難者の健康保持を図るため、新たに栄養補助食品などを導入する必要がある。

【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っており、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

さらに、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備する必要がある。【2-1 再掲】

（広域災害物資供給拠点の整備）

災害時に調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための大規模物流施設を維持管理する必要がある。【2-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。
~~地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しており、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。~~

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。【2-1 再掲】

（水道施設の耐震化・更新）

送水管が菅田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、**管路の耐震化**や老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。【2-1 再掲】

（市場機能の強化）

市場は開場後 **40 年以上**を経過しており、耐用年数を過ぎた施設等も多いことから、修繕履歴等を整理してカルテを作成し、老朽度や使用状況に応じた改修を行う必要がある。【2-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を**引き続き**推進する必要がある。【1-1 再掲】

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利用等の取組の推進）

現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

また、千葉県は、地形的及び地理的に水資源に恵まれないことから、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、安定した水資源に加え、雨水や再生水等を有効利用する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力供給ネットワークの耐震化）

電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心にやってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。

（ライフライン施設の業務継続体制の構築）

ライフライン事業者において、施設の耐震性を確保するとともに、業務継続計画について、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

また、市においては、ライフライン事業者との連携を強化する必要がある。

（生活・経済活動の重要施設における非常用電源の確保）

災害時において、生活・経済活動における基本的な機能を維持するため、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギー（ガスコージェネレーション等）の導入等により、非常時にも活用できる電源（常用非常用併用電源）を確保する必要がある。

（災害時の石油燃料等の確保）

災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等へ優先的に燃料の供給を行うため、千葉県石油商業組合千葉支部との協定を締結しており、実効性の強化を図るとともに、LPガス等の石油燃料以外の燃料についても検討が必要である。【2-1 再掲】

（自立分散型エネルギーシステムの導入）

災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる市立学校や社会福祉施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する必要がある。

また、災害時にEV車に充電した電力を非常用電源として活用する必要がある。【2-1 再掲】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の改築水道施設の耐震化・更新）

送水管が菅田給水場から平川浄水場への一系統であり、大規模自然災害の発生により、破損が生じた場合、広範囲の給水に支障が生じるため、送水管の二系統化を進める必要がある。

また、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる水道とするため、管路の耐

震化や老朽化した施設、設備の計画的な更新が必要である。【2-1 再掲】

（応急給水体制の整備）

災害時の飲料水・生活用水を確保するため、非常用井戸を整備し、非常用発電機や浄水機を配置しているが、これらの機能を確保する必要がある。

また、「防災井戸協力の家」の指定や、井戸を所有する市内企業と専用水道の利用についての協定締結などを行っており、今後は、より安定的な応急給水体制の構築を図る必要がある。

さらに、プッシュ型給水などに活用する車両や浄水場等の消火栓を応急給水ポイントとして活用するための非常用給水栓を配備する必要がある。【2-1 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は、~~xx~~297km存在し、全体の~~xx~~7.9%に及んでおり、現在、年間平均約29100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。

コメントの追加 [A51]: 最新値をご教示ください

書式変更: フォント: +本文のフォント - 日本語 (MS 明朝)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化・更新）

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は、~~xx~~297km存在し、全体の~~xx~~7.9%に及んでおり、現在、年間平均約29100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

（一般廃棄物処理施設の整備）

一般廃棄物処理施設を適正に更新し、老朽化対策を行う必要がある。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

（モノレールの災害対応力向上）

モノレールの本線部及び車両基地の耐震補強は完了しており、モノレールの安全な運行及び利用者の安全確保のために、車両更新などを進めていく必要がある。

（液状化対策の実施）

東日本大震災では、市内でも海岸地埋立て地盤の全体に激しい液状化現象が発生したことから、地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討する必要がある。

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果のほか、避難経路や物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。
~~地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しており、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。~~

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。【2-1 再掲】

（橋梁の耐震化・架替）

橋梁の耐震化や架替を着実に実施してきたが、引き続き、対策を進め、災害など緊急時に輸送や避難時の通行の安全を確保することが必要である。【2-1 再掲】

（公共交通の利便性向上）

鉄軌道網や幹線的バス路線等で形成される公共交通ネットワークを維持し、地域に応じた交通サービスを向上させることにより、公共交通の利便性の向上を図る必要がある。

（持続可能な交通サービスの形成）

公共交通不便地域などにおける生活交通を維持するほかいて、新たな移動手段の導入や乗り継ぎの円滑化を促進し、将来にわたり市民が移動しやすい交通サービスを形成する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

（土砂災害の発生予防）

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる ~~96~~110 箇所のうち ~~XX~~29 箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの ~~XX~~81 箇所については、~~土地の境界など地元住民による意思統一が困難な場合や、実施に対し費用負担が伴うことから意見が整わないなどの課題の調整を図りながら、整備を進める~~地元からの要望のほか工事実施の条件を満たした場合に限り実施できることから、市民に対して急傾斜地崩壊対策事業に関する理解を促しより深めて頂けるよう、

事業PRの動画配信等により事業の周知・啓発に取り組む必要がある。

また、土砂災害の危険性が認められるものの土砂災害危険箇所基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所があるためについては、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する必要がある。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する必要がある。【1-5 再掲】

（土砂災害に関する意識啓発）

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。【1-5 再掲】

（下水道施設の耐震化・更新）

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50年）を超えた下水道管渠は297km存在し、全体の7.9%に及んでおり、現在、年間平均約24100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

（津波被害の発生予防）

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を367か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を420枚設置しており、引き続き、看板の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要がある。【1-3 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（地震対策の推進）

地震による被害軽減施策を推進するため、地震被害想定調査の結果を踏まえた検討を進めると

ともに、市民の防災意識の向上を図るため、各地域における災害リスクを市民に分かりやすく伝える必要がある。【1-1 再掲】

（民間建築物の適切な管理）

今後も空家が増加することが想定されており、災害時の倒壊・火災が危ぶまれることから、空家等の発生予防や利活用、管理不な空家等の対策を推進する必要がある。

（公共建築物の耐震化・不燃化等）

市有建築物については、平成 27 年度末までに概ね耐震化が終了しており、各施設においては、機能保全を図ることを目的とし、計画的に建替えや修繕を行う必要がある。

また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した公立保育所の建替え等を行うほか、大規模災害時にも機能を維持できるような施設・設備を備えた新病院を整備する必要がある。また、学校の施設環境・機能向上のための大規模改造や老朽化した公立保育所の建替え等を行う必要がある。【1-1 再掲】

（市の防災拠点の耐震化等）

現在、新庁舎整備を進めているところであり、新庁舎整備にあわせて庁舎の防災機能の向上を図るとともに危機管理センターの設置を進めていく必要がある。【1-1 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反是正率は xx53%、その他の違反是正率は xx64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【1-2 再掲】

（密集住宅市街地の環境整備）

密集住宅市街地 13 地区の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を行っているが、基幹道路等の地区内整備については、住民との合意が得られていないことから十分に進んでいないため、基幹道路等の整備を行うための取組強化が必要である引き続き実施するとともに、老朽木造住宅除却の促進について検討する必要がある。【1-1 再掲】

（幹線道路の整備）

大規模な延焼を防ぐ効果や、避難経路のほか物資輸送などに必要な都市計画道路などの幹線道路ネットワークが不十分なため、未整備区間の整備を引き続き推進する必要がある。【1-1 再掲】

（道路基盤の確保）

狭あい道路拡幅整備事業の事前協議の受付件数は、毎年度概ね 50 件前後あるが、狭あい道路の早期解消に向けさらなる利用件数の増加が必要である。

また、危険なブロック塀等の撤去や歩道のバリアフリー化等を進めることにより、安全・安心な避難経路を確保する必要がある。【1-1 再掲】

（災害に強いまちづくりの推進）

各地域の災害リスクを踏まえ、災害ハザードエリアを居住促進区域から除外するなど、適切な

土地利用を誘導するとともに、都市基盤の整備を進め、防災力の向上を図る必要がある。市内の各地域の特色を活かした都市整備や開発が進められており、これらを通じて、適切な土地利用や防災力の向上を図る必要がある。【1-1 再掲】

（常備消防の強化）

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備及び器具の普及等による消防需要増大に対応する必要がある。また、一人暮らしの高齢者が増加しており、居住形態に対応した防火対策を推進するとともに、ICTを活用して効率的に予防業務を運用する必要がある。【1-1 再掲】

（消防指令体制の強化）

大規模災害発生時における消防通信体制の強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

（消防団の強化）

災害時における消防団の消火力強化を図る必要がある。【1-1 再掲】

（消防水利の整備）

千葉市の消防水利の充足率は ~~XX~~81.7%であり、引き続き、整備を進めていく必要がある。【1-2 再掲】

（広域避難場所の整備・周知）

広域避難場所（指定緊急避難場所（大規模な火事））を 38 か所指定（令和 4 年 4 月）しており、引き続き、周知を行っていく必要がある。【1-1 再掲】

（延焼遮断のための緑地の確保）

壁面緑化については、一定量の確保はできているが、大幅な拡大は難しいことから、住民等の理解を得ながら、着実に民有地緑化を進めることが必要である。また、公園・緑地の計画的な配置・整備を行う必要がある。【1-2 再掲】

（避難行動要支援者の支援体制の強化）

福祉避難所の指定を推進するとともに、千葉市災害時要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図るため、個別避難計画の作成に取り組む必要がある。

福祉避難所の指定を推進するとともに、避難行動要支援者のための避難環境の整備を図る必要がある。

避難行動要支援者名簿対象者の地域への提供率は XX%であることから、協定締結を推進する必要がある。

さらに、名簿情報の更新が年 1 回しか反映されていないことや、町内自治会等未加入者への対応を明確にするという課題があることから、地域の協力体制を強化する必要がある。【1-1 再掲】

（地域における災害対応力の向上）

自主防災組織の結成率は XX%であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練の実施や地区防災計画の策定促進により、地域における災害対応力の向上を図る必要がある。

また、火災被害の拡大を防止するため、地域における初期消火力の向上を促進する必要がある。【1-1 再掲】

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期

化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。【6-5 再掲】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

（コンビナート災害の発生・拡大防止）

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

（民間建築物等の防火体制の整備）

消防用設備未設置等の重大違反は正率は ~~XX~~53%、その他の違反は正率は ~~XX~~64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

~~また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。【54-2 再掲】~~

（複合災害への対応体制の構築）

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。【6-5 再掲】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（密集住宅市街地の環境整備）

密集住宅市街地 ~~13~~ 地区の住民に対して、耐震化促進支援や狭あい道路拡幅整備支援に関する補助制度等の啓発を行っているが、~~基幹道路等の地区内整備については、住民との合意が得られていないことから十分に進んでいないため、基幹道路等の整備を行うための取組強化が必要である引き続き実施するとともに、老朽木造住宅除却の促進について検討する必要がある。【1-1 再掲】~~

（緊急輸送道路の確保）

災害発生等の緊急時に、避難・救助、物資の供給、施設の復旧等の応急対策活動のための交通を確保するため、緊急輸送道路を定めている。

~~地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施し、対象者への周知啓発を行っていく必要がある。地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を回避するため、耐震診断・耐震改修等を行う建築物の所有者向けに助成制度を実施しており、利用実績がまだ少ないことから、対象者への周知啓発を継続していく必要がある。~~

また、電線共同溝の整備については、これまで道路特定事業計画に位置付けた生活関連経路を中心に行ってきたが、緊急輸送道路など防災・減災に資する道路の無電柱化の取り組みが必要である。【2-1 再掲】

7-4 防災施設、排水ポンプ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(土砂災害の発生予防)

急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進し、大雨等による土砂災害の発生、被害を最小限に抑える必要がある。

急傾斜地崩壊防止工事の対象となる 96110 箇所のうち XX29 箇所については、急傾斜地崩壊防止施設の整備が完了しているが、残りの XX81 箇所については、土地の境界など地元住民による意思統一が困難な場合や、実施に対し費用負担が伴うことから意見が整わないなどの課題の調整を図りながら、整備を進める地元からの要望のほか工事実施の条件を満たした場合に限り実施できることから、市民に対して急傾斜地崩壊対策事業に関する理解を促しより深めて頂けるよう、事業PRの動画配信等により事業の周知・啓発に取り組む必要がある。

また、土砂災害の危険性が認められるものの土砂災害危険箇所基礎調査予定箇所に位置づけられていない箇所があるためについては、県へ情報提供するとともに、速やかに指定を検討するよう要請する必要がある。

さらに、がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけ地付近からの移転を促進する必要がある。【1-5 再掲】

(土砂災害に関する意識啓発)

土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表や土砂災害警戒区域等の指定の推進など、ソフト対策による警戒避難体制の充実を図る必要がある。

千葉県知事による土砂法に基づく土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定後は、指定区域ごとにハザードマップを作成し、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難所に関する事項などの周知を行っているが、土砂災害警戒区域等の住民が、土砂災害や避難所に関する情報を入手できるように、啓発活動を行う必要がある。【1-5 再掲】

(下水道施設の耐震化・更新)

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数（50 年）を超えた下水道管渠は XX297km 存在し、全体の XX7.9% に及んでおり、現在、年間平均約 29100km の調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

(津波被害の発生予防)

津波の一時的な避難場所として指定緊急避難場所（津波）を 367 か所指定し、看板を設置するとともに、道路の照明灯等に海拔表示を 420 枚設置しており、引き続き、看板の設置や市民への周知を行っていく必要がある。

また、海岸保全施設は千葉県が整備を進めており、千葉県と連携を図る必要があるりながら、

市で実施するできる対策を検討する。【1-3 再掲】

(複合災害への対応体制の構築)

さまざまな災害が同時または短期間で発生する複合災害が発生した場合、被害の広域化や長期化が懸念されるため、国や県、関係機関等と連携し、複合災害への応急対策に関して必要な体制を構築する必要がある。【6-5 再掲】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(コンビナート災害の発生・拡大防止)

石油コンビナート等における災害の発生・拡大を防止することを目的として、関係機関による合同防災訓練を継続して実施する必要がある。【5-2 再掲】

(民間建築物等の防火体制の整備)

消防用設備未設置等の重大違反正率は ~~xx~~53%、その他の違反正率は ~~xx~~64%となっていることから、更なる違反是正の推進及び新たに所管する火薬類施設等への的確な指導等を行うため、査察実施体制の強化を行う必要がある。

~~また、感震ブレーカーについて、町内自治会等に説明会の実施を行っているが、特に普及の必要な地域については、感震ブレーカー等の補助金を交付し、普及促進を図る必要がある。~~【5-2 再掲】

(民間企業におけるBCPの策定促進)

民間企業において、災害時に一定の事業活動が継続的に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援する必要がある。【5-1 再掲】

7-6 農地・森林等の被害による地域の荒廃

(農地・森林等の適切な整備)

~~良好な自然環境を有する緑地を特別緑地保全地区に指定し、行為規制による緑地保全は一定の成果が上がっているが、新規指定のため、今後の方針を定める必要がある。~~

~~また、農地・森林の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農地・森林の保全と活用を進める必要がある。~~

(農業集落排水施設の整備)

農村の生活環境を保全するため、農業用集落排水の再編を行う必要がある。

また、災害時には、農業集落排水の污水移送を迅速化するとともに、農業用集落排水管路の被災箇所の特定や対応方法の検討を迅速に行うための下水道台帳を整備する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制の構築)

災害発生時に円滑な廃棄物処理を行うため、千葉市災害廃棄物処理計画を策定しており、計画

に基づき、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制の検討や適切な処理方法の検討を進める必要がある。【2-5 再掲】

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、訓練・研修等を通じて、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（建設関係団体、他自治体等との協力体制の構築）

建設関係団体、他自治体等と災害復旧に関する協定を締結しているが、平常時から協定締結先との連携を強化する必要がある。【3-2 再掲】

（復興まちづくり計画の策定）

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討しておく必要がある。

（人的支援の受入れ体制の整備）

他の自治体等から人的支援を円滑に受け入れるため、災害時受援計画を策定しており、訓練・研修等を通じて、受援力の向上を図る必要がある。【2-2 再掲】

（地域経済の活性化促進）

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。【5-1 再掲】

（ドローンを活用した災害対応）

災害の被害状況を速やかに把握するため、ドローンを活用した効率的な被害情報の収集を検討する必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(下水道施設の耐震化・更新)

下水道施設の耐震化については、引き続き計画的に取り組む必要がある。

さらには、災害時のトイレ対策として、下水道管へ直結するマンホールトイレの整備を進めるほか、市全体で不足すると見込まれるトイレの数を充足するための整備も必要である。

また、耐用年数(50年)を超えた下水道管渠は~~xx~~297km存在し、全体の~~xx~~7.9%に及んでおり、現在、年間平均約29100kmの調査を実施し、改築の緊急度が高い管渠について更新しているが、今後、老朽化した管渠は増え続けることから、計画的に施設を更新するとともに、処理場・ポンプ場施設についても、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

さらに、河川氾濫などの被災時においても一定の下水道機能を確保するため、耐水化を図る必要がある。【6-2 再掲】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域におけるコミュニティ活動の推進)

多くの市民が地域活動に取り組めるよう、町内自治会の加入・結成を促進していく必要がある。

また、地域の担い手を確保し、持続可能なまちづくりの体制を構築する必要がある。

(文化財の防災対策)

文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、台風等による史跡内及び周辺の倒木防止等の文化財の防災対策を進める必要がある。また、災害時における被害状況の収集円滑な把握のため、有形無形文化財の調査・記録を進める必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域経済の活性化促進)

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。【5-1 再掲】

(復興まちづくり計画の策定)

災害が発生しても、迅速かつ計画的な復興を実現できるよう、復興のあり方や手順、執行体制等についてあらかじめ検討しておく必要がある。【8-2 再掲】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(行政による情報処理・発信体制の整備)

災害情報共有システムの導入により、災害情報を短時間に収集することが可能となったが、庁内ネットワークに接続された場所以外での機動的な情報収集や、正確でより迅速な情報の収集、分析、活用等のため、システムの改良等が必要である。

また、市からの災害情報発信については、防災行政無線だけでなく、様々な媒体を活用しているが、携帯電話やスマートフォン等の機器を使えない、いわゆる「情報弱者」への配慮が必要である。外国人市民に対する災害情報の発信体制を強化することも必要である。市民への情報配信については、これまで行っていた安全安心メールや各種 SNS への一括配信、千葉市防災ポータルサイト等による配信を継続するとともに、土砂災害（特別）警戒区域居住世帯や避難行動要支援者など多様な主体への情報伝達を可能とする手法の検討を行う必要がある。【1-1 再掲】

（地域経済の活性化促進）

災害からの復旧・復興にあたっては、地域の経済活動が重要な役割を担うことから、企業誘致や創業支援による地域経済の新たな担い手の創出のほか、持続可能な経営に向けた取組み支援などによって、地域経済の活性化を図る必要がある。【5-1 再掲】